

事業活動温暖化対策計画書制度 Q & A

最終更新日：[令和6年6月26日](#)

1 施行規則改正後令和5年4月1日以降の新様式提出に関すること

問1： 令和5年度から新様式による計画書の作成は必須でしょうか。

回答： 施行規則改正前に提出した計画書の計画期間が終了し、新たな計画を提出される場合、または計画の変更を行う場合に、新様式の計画書の作成が必須となります。施行規則改正前に提出した計画書の計画期間中は、経過措置により、旧様式で状況報告書を提出いただいて構いません。

なお、経過措置に関わらず、任意で新様式での提出が可能です。その場合は1の問2をご参考ください。

問2： 施行規則改正前に提出した計画書の計画期間中に、新様式で報告書を任意で提出する場合は、変更計画書の提出は必要ですか。

回答： 変更計画書の提出が必要です。

新様式と改正前の旧様式では、算定に使用する係数等が異なるため、同じエネルギーの使用量でも算定後の排出量等も異なりますので、旧様式の計画書と、新様式の報告書では比較ができません。

そのため、施行規則改正前に提出した計画書の計画期間の終了を待たずに、新様式にて報告を行う場合は、まず新様式にて変更計画書を提出いただき、その後、新様式にて報告書を提出ください（変更計画書と報告書は、同時に提出していただいても構いませんが、HP上で分けて公表するため、別のファイルにて提出をお願いします。）。

なお、新様式での変更計画書の提出の際には、施行規則改正前に提出した計画書の計画期間に関わらず、新たに計画期間を設定していただくことが可能です（5か年以内の期間）。

2 新様式の別表に関すること

問1： 別表1-③、2-③（事業所毎のエネルギー使用量等）のCO₂排出量算定に使用する電気事業者排出係数は基礎排出係数と調整後排出係数のどちらとなりますか。

回答： 基礎排出係数を使用してください。

問2： 基準年度と前年度の係数は、改正前の旧様式の係数を使用することになりますか。

回答： 新様式で提出していただく場合は、すべて同じ新様式の係数で計算していただきます（比較のため）。

問3： 別表1－③、2－③（事業所毎のエネルギー使用量等）等の電気使用量に関して、複数の事業者からの購入やオフサイト型 PPA での購入など複数の調達方法による場合は、どのように記入したらよろしいでしょうか。

回答： 2種類までは、（ ）書きの空欄に記入ください。3種類以上については、それぞれ CO2 排出量を計算していただいたあと、自由記入欄に「その他電気事業者等」「オフサイト型 P P A 等」など代表となる方法の末尾に「等」と記載して、合算した使用電力量、熱量、温室効果ガス算定排出量と、合算値から算定した「みなしの排出係数」を記載ください。なお、熱量換算係数について、複数の方法で同一でない場合は空欄として構いません。

問4： 別表1－③、2－③（事業所毎のエネルギー使用量等）の電気使用量に関して、一部再生可能エネルギーを購入している場合は、どのように記入したらよいですか。

回答： 事業者からの買電のうち非化石電気の使用量の計算については、資源エネルギー庁より公開された計算方法並びにサポートツールを参照してください。

なお、CO2 フリーメニューによる再生可能エネルギーの購入については、「補完的手段による削減量」として記入できます（3－問33）。

【サポートツール等公開ページ】

資源エネルギー庁省エネポータルサイト

「定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度」のページから

「定期報告書の作成」→「計算サポートツール」→「電気事業者からの買電の非化石割合計算ツール_操作マニュアル」「電気事業者からの買電の非化石割合計算ツール（令和6年度報告用）」を参照。

【定期報告書の作成】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#teiki_support-tool

問5： 別表1-③、2-③（事業所毎のエネルギー使用量等）の電気使用量に関して、事業所の敷地内の街路灯などの屋外照明について、電気事業者との契約種別が定額制（「定額電灯」等）で電気使用量によらず電気料金が定額である契約（電気使用量が請求書等に明記されていない、自前の計測器等を取り付けていない）の場合の電気使用量は、どのように記入したらよろしいでしょうか。

回答： この街路灯などの屋外照明の場合については、電気使用量を推計して記入ください。具体的には、1台当たりの消費電力用×平均点灯時間＝電気使用量としてください。その他の不明なものに関しては、省エネ法、温対法の算定方法を参照ください。

問6： 別表1-④、2-④（設備更新計画・状況報告）について、設備ごとの電気使用量及びCO2排出量を分類することが困難です。新様式で計画を立案する場合、設備更新によってA重油・電気使用量等を各々どの程度削減できるか、別表1-③、2-③（事業所毎のエネルギー使用量等）の排出量の目標に落とし込むことができません。どのように目標を設定したらよろしいでしょうか。

回答： 具体的な設備更新の効果の算定が困難な場合には、必ずしも排出量の目標とリンクさせていただく必要はございません。例えば、全体の削減率の目標を設定していただき、使用するエネルギー毎に案分や任意の配分することで、各項目の見込みの削減量を設定していただく形でも構いません。

問7： 別表1-④、2-④（設備更新計画・状況報告）はHPでの公表は行いませんか（機密部分にも関わります）。

回答： 別表1-④、2-④は、HPでの公表は行いません。

但し、設備更新の内容について、別記様式第1号様式の3ページ目「各年度の措置の実施状況及び計画の進捗又は達成の状況等」に記載される場合、当該ページは公表されますので、ご留意ください。

問8： 別表1-④、2-④について、電力消費量の大きい設備がありますが、基本的に更新しません。そのような設備も記載した方がよいですか。

回答： 別表1-④、2-④は、設備更新時期の見える化、適切な設備更新を促す目的があります。そのため、すべてを網羅していただく必要はなく、脱炭素化の視点から、影響の大きいものかつ列挙可能なものを記載していただければ結構です。

例えば、製造プロセスの制約で更新が困難な設備などは、事業者の判断で除外することも可能です。

問9： 別表1-④、2-④について、記入対象となっている「電気を使用している設備のうち使用量が比較的大きい主要設備（出力、能力から推計される場合も含む。）」とは、具体的にどのような例がございますか。

回答： こちらの記入対象は、化石燃料を使用している設備だけではなく、化石燃料を使用しない設備についても電気の使用量が多いものについては、省エネルギー及び温室効果ガスの削減の観点から、見える化を行っていただくため、対象としておりますので、事業者ごとに温室効果ガスの総量に対する影響や削減余地から、記載をご判断いただくこととなります。

なお、電気の使用量の大小の判断についても、事業所全体の電気の使用量やその他の設備の使用量を、相対的に比較し、事業者ごとに判断されるものですが、例えば、使用量が大きくならざるを得ない、事業所全体に係るユーティリティ設備（空調、温水、冷水、蒸気等）が考えられます。

問10： 別表1-③、2-③に入力する燃料の使用量が少なく、表示が「0」となった場合はどのようにしたらよいですか。

回答： 別表1-③、2-③の入力欄の表示が「0」となった場合（使用量が1未満の場合）でも、燃料の使用量を事業者で把握できるように、表示する小数点以下の桁数を2桁まで増やしていただいて構いません。または、計上せず「空欄」としていただいても構いません。

ただし、別表1-③、2-③の入力欄以外（自動計算にて表示される欄）の桁数は、原則変更しないでください。

省エネ法では、事業者全体で合算した燃料の使用量が極めて少なく、小数第1位を四捨五入することによって「0」となった場合は、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「空欄」としますが、計画書制度では原油換算エネルギー使用量が1500kL未満の事業者についても任意の提出を認めているため、燃料の使用量が比較的少ない任意提出の事業者についても制度を活用出来るよう、燃料使用量が1未満の場合任意で計上することができます。

3 その他制度全般に関すること

【書類の提出】

問1： 各種書類の提出先はどこですか。

回答： 県庁環境立県推進課宛に提出してください。

原則、電子申請（LoGo フォーム）で提出してください。ただし、インターネットを利用できない場合は、郵送・持参でも構いません。

【電子申請（LoGo フォーム）URL】

- ・ 事業活動温暖化対策計画書 <https://logoform.jp/form/x4b6/414432>
- ・ 事業活動温暖化対策変更計画書 <https://logoform.jp/form/x4b6/414576>
- ・ 事業活動温暖化対策実施状況報告書 <https://logoform.jp/form/x4b6/415295>
- ・ 事業活動温暖化対策計画廃止届出書 <https://logoform.jp/form/x4b6/414806>
- ・ 権利利益の保護に係る請求書 <https://logoform.jp/form/x4b6/415266>

問2： 計画書等の提出期日はいつですか。

回答： 計画書は計画期間の初年度の4月1日から8月末日まで、報告書は計画期間の各年度の翌年度の4月1日から8月末日までとなります。

問3： 計画書等の提出者はだれですか。

回答： 事業所を設置している者で、企業の場合にはその代表者となります。計画書制度に関する業務権限が例えば工場の長などに、法人内部で適切に委任されている場合はその者を提出者とすることができます。

問4： 計画書等に押印は必要ですか。

回答： 令和3年（2021年）7月の熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の改正により、計画書や報告書等の押印が不要となりました。

問5： インターネットが利用できず、郵送又は持参で提出した場合、受理された計画書等の写しを返送してもらえますか。

回答： 計画書等の受理控え（写し）の返送が必要な場合は、計画書等を提出する際に返送用封筒（送料分の切手を貼付したもの）を同封してください。なお、「電子申請サービス」で提出された場合は、申請画面で受理日等を確認することができますので、計画書等の写しの送付は行っていません。

【国の報告制度との関係】

問6： 省エネ法などの法律に基づき国へ報告すれば、県へ改めて報告する必要はありませんか。

回答： 法律と条例とは別の制度ですので、それぞれ別々に提出する必要があります。県への報告に際し、取組の内容等については、国へ報告されたものを転記していただいても結構です。

【提出要件の該当判断】

問7： 計画書等の提出が必要な事業者の要件はどのようなものですか。

回答： 次の(1)、(2)の事業者については計画書等の提出が必要です。また、(1)(2)以外の事業者についても任意での提出が可能です。

(1) 大規模エネルギー使用事業者

県内事業所(連鎖化事業を行う者(フランチャイズ事業者)である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。)の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kL以上の事業者

(2) 自動車運送事業者

使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における合計台数が次の①～③に掲げる要件のいずれかに該当する道路運送事業者

- ① トラック(貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車を除く。))の台数が100台以上であること。
- ② バス(道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。))の用に供する自動車の台数が100台以上であること
- ③ タクシー(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車)の台数が150台以上であること

問8： 原油換算エネルギー使用量が1500kL/年となる事業者とはどのような事業者でしょうか。

回答： 原油換算エネルギー使用量が1500kL/年となる事業者となる一般的な目安は次のとおりです。

小売店舗	延べ床面積 約3万㎡ 程度*
オフィス・事務所	年間電気使用量 約600万kWh 程度*
ホテル	客室数 300～400 程度*
病院	病床数 500～600 程度*
コンビニエンスストア	店舗数 30～40 程度
ファーストフード	店舗数 25 程度
ファミリーレストラン	店舗数 15 程度
フィットネスクラブ	店舗数 8 程度

※県内に所在する複数店舗の合計で判断します。

(出典：「工場の省エネ推進の手引き」資源エネルギー庁)

問 9： 原油換算エネルギー使用量の算定にあたり、工事現場で使用したエネルギーを含めて計算する必要はありますか。

回答： 省エネ法と同様、工事現場や仮設展示場といった『特定の区画において継続的に事業活動を行う工場等』に該当しないものは、算入する必要はありません。

問 10： 原油換算エネルギー使用量の算定にあたり、社用車（公用車）の燃料を含めて計算する必要はありますか。

回答： 原油換算エネルギー使用量の算定については、省エネ法と同様、主に敷地外で走行する営業車等は対象外です。ただし、温室効果ガスの算定に当たっては、算定する事業活動の範囲の取扱いを別途定めています（問 28 参照）。

問 11： 地方公共団体は対象となりますか。

回答： 規則で定める特定事業者の要件に該当すれば対象となります。

問 12： 提出義務要件に該当しない事業者が計画書等を提出することはできますか。

回答： 多くの事業者に自主的な取組を進めていただくため、条例で任意の提出ができるように定めています。

問 13： 任意で提出する場合、計画書を提出せず報告書を提出することはできますか。

回答： 計画書を提出することが前提となります。

問 14： 計画書等の提出義務者が計画書等を提出しない場合はどうなるのですか。

回答： 正当な理由がなく提出されない場合は、勧告を行います。なお、それでも正当な理由がなく提出がない場合は、事前の意見を述べる機会を設け、熊本県環境審議会からの意見聴取を行った上で、事業者名等を公表する場合があります。虚偽内容による計画書等の提出も同様です。

【計画期間】

問 15： 計画期間はどのように設定するのですか。

回答： 事業者において5か年以内の期間を設定していただきます。

問 16： 自社の計画で5か年を超える期間を設定していますが、その期間を計画期間として設定することは可能ですか。

回答： 5か年以内で設定していただく必要があります。

問17： 計画期間は事業年度を問わず4月～3月となるのですか。

回答： 年度は4月～3月で統一しています。

【基準年度】

問18： 計画書の基準年度はどのように設定するのですか。

回答： 原則として、熊本県環境基本計画の基準年度である「2013年度（平成25年度）」としますが、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において別に定める基準年度がある場合は当該年度を基準年度とすることができます。

【排出量の目標】

問19： 排出量の目標を設定する年度はどのようになりますか。

回答： 原則として計画期間の最終年度となります。

問20： 複数年度の平均値を排出量の目標として設定することはできますか。

回答： 原則としてできません。計画期間の最終年度における単年度としての排出量の目標を設定してください。

問21： 設定する排出量の目標に基準がありますか。

回答： ありません。目標数値は各事業者が自主的に決定していただくこととしております。

問22： 企業活動の状況により、増加の目標数値にすることも構いませんか。

回答： 構いません。エネルギーの使用等の効率化（原単位排出量の削減）を図った上で、結果として排出量が増加する目標値となることはあり得ます。

問23： 原単位での目標のみを記載する（総排出量の目標は記載しない）ことはできますか。

回答： 県内全体の総排出量の削減を図るという条例の目的から、総排出量での目標は必ず記載してください。

問24： 過去に進めてきた取組を、計画書に記載できますか。

回答： 過去に進めてきた取組のほか、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定や実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば『特記事項欄』に積極的に記載してください。

問 2 5 : 計画書に記載した目標が達成できない場合は指導等があるのですか。

回答 : 目標達成の成否に係る指導等は一切ありません。

問 2 6 : 計画書等に記載する排出量は各事業所の合算数量となるのですか。

回答 : 県内の各事業所の合算数量となります。なお、各事業所の排出量の内訳についても提出様式中の別表により提出していただく必要があります。

問 2 7 : メタン等の CO₂ 以外のガスの算出はどのように取り扱うのですか。

回答 : 本事業活動温暖化対策計画書制度ではエネルギー起源の二酸化炭素のみを対象としています。その他の温室効果ガスにおける削減実績などは特記事項に記載してください。

問 2 8 : 算定の対象となる事業活動の範囲はどうなりますか。

回答 : 原則として県内における事業活動全てが対象となりますが、次のとおり、該当する事業者要件により取扱いが一部異なります。

① 大規模エネルギー使用事業者

事業者が有する県内事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場、フランチャイズ事業者の場合は加盟事業者等）の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）の排出です。なお、事業所外を移動する自動車等の移動体については算定の対象から除外することができます。（計画書の提出が必要か否かを判断する場合の原油換算エネルギー使用量の算定については、事業所外を移動する自動車等の移動体は対象外としていますので、ご注意ください。）

② 自動車運送事業者

算定対象となる活動範囲は、道路運送事業の用に供する自動車に係る燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の発生です。なお、事業所（営業所、事務所、配送所等）敷地内での事業活動によるエネルギー起源二酸化炭素の発生については算定の対象から除外することができます。

③ 事業者要件に該当せず、任意で計画書を提出する事業者

自動車運送事業を営む者にとっては②を、それ以外の事業者にとっては①を原則とします。

問 2 9 : 県外にある工場も含めて削減計画を立てていますが、県外分も入れた計画書を提出してもいいですか。

回答 : 県内分を取り出して、計画書を作成してください。

問30： 従業員の通勤についての取組も計画の対象に入るのですか。

回答： 計画の対象となりません。従業員の通勤についての取組は、エコ通勤環境配慮計画書制度の対象となります。

問31： 自家発電をしているが、その場合はどのように扱うのですか。

回答： 自己消費分は、消費電力にはカウントせず、発電燃料に係る使用量により原油換算エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を算定してください。売却分は、温室効果ガス排出量を算定する際に、その分を控除してください（原油換算エネルギー使用量から控除することはできません。）。

ただし新様式を使用する場合、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、自己消費分の消費電力を使用量として自家発電の欄に計上してください（排出量は計上不要）。

【補完的手段】

問32： 補完的手段にはどのようなものがありますか。

回答： 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第15条において次のとおり定めています。認められる場合の条件等の詳細は『事業活動温暖化対策計画書等作成要領』でご確認ください。

(1) 森林の整備及び保全（知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づく認証を行ったものに限る。）

※ 知事が別に定める森林吸収に係る認証制度は、熊本県森林吸収量認証制度（森林整備課所管）となります。

(2) 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱（県内で生産されたものに限る。）の供給（自ら消費したものを除く。）

(3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書（財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る電力又は熱が県内において生産されたものに限る。）の購入

(4) (1)～(4)のほか、知事が認める対策

問33： 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第15条第4号の「知事が認める対策」にはどのようなものがありますか。

回答： 現在認めているのは、次の i～iii のとおりです。

i J-クレジット制度に基づき認証されたクレジットの購入 (t-CO₂)

「算定対象となる排出量の排出年度及び翌年度 4～6 月に無効化された、又は無効化する予定のクレジットの量」を記入することができるものとする。

なお、クレジットに係る排出削減事業は県内において実施されたものであること。

ii CO2 フリーメニューによる電気の購入 (t-CO2)

「CO2 フリーメニューの購入による CO2 削減相当量」を記入することができるものとする (CO2 削減相当量 = CO2 フリーメニューの購入電力量(千 kWh) × 基礎排出係数 (t-CO2/千 kWh))。

CO2 フリーメニューとは、国が公表する電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の一覧のうち、「調整後排出係数」が「0.000000 t-CO2/kWh」のメニューに該当するものとする。

iii 非化石証書の調達 (t-CO2)

「調達した非化石証書の利用による CO2 削減相当量」を記入することができるものとする (CO2 削減相当量 = 非化石証書の購入量(kWh) × 全国平均係数 (t-CO2/ kWh) × 補正率)。ただし、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する CO2 排出量が上限とする。

なお、「全国平均係数」及び「補正率」は、国が公表する電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の一覧に記載されている「特定排出者が調達した非化石証書利用に係る情報」を参照すること。

問 3 4 : 規則で認められているもの以外の温暖化防止に貢献した取組を、補完的手段(熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第 15 条第 4 号の「知事が認める対策」として申請することはできますか。

回答 : 補完的手段として、独自の取組を追加で申請することはできません。『特記事項欄』に記載してください。

【計画の変更】

問 3 5 : 計画書の提出後に計画を変更することはできますか。

回答 : 可能です。変更後の計画書を速やかに提出してください。

【計画の廃止】

問 3 6 : 計画書の提出後に計画を廃止することはできますか。

回答 : 計画の廃止については次の場合に限って行うことができます。計画の廃止には、廃止届の提出が必要です。

(1) 特定事業者(計画書の提出が必要な事業者)

① 事業を廃止したとき

② 計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなったとき

(2) 任意で計画書を提出した事業者

問37： 計画書を提出した年度の翌年度に前年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットルを下回りましたが、報告書の提出は必要でしょうか。

回答： 計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなった場合は、計画を廃止することができ、この場合は報告書の提出は必要ありません。ただし、廃止届を提出せず継続して報告書を提出することもできます。

【計画書等の公表】

問38： 公表する内容やその方法はどのようなのですか。

回答： 計画書、報告書のうち事業者に関する事項についてのページ（それぞれ提出様式の2ページ目、3ページ目）を、インターネット上で公表します。別表1-①～1-④、別表2-①～2-④については、公表しません。

問39： 非公表扱いはできますか。

回答： 計画書、報告書の内容が公にされることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する場合は、知事に対し「権利利益の保護に係る請求」を行うことができ、この請求が認められた部分については公表しません。請求を認めるかについては個別に判断することとなりますが、具体的には次のような場合が非公表の例に該当します。

- (1) 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの
- (2) 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの
- (3) その他生産、技術等に関する秘密の情報であって、公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いもの

問40： 計画を廃止した場合、公表されていた計画書等の扱いはどのようなのですか。

回答： 計画書・報告書の公表を終了します。